

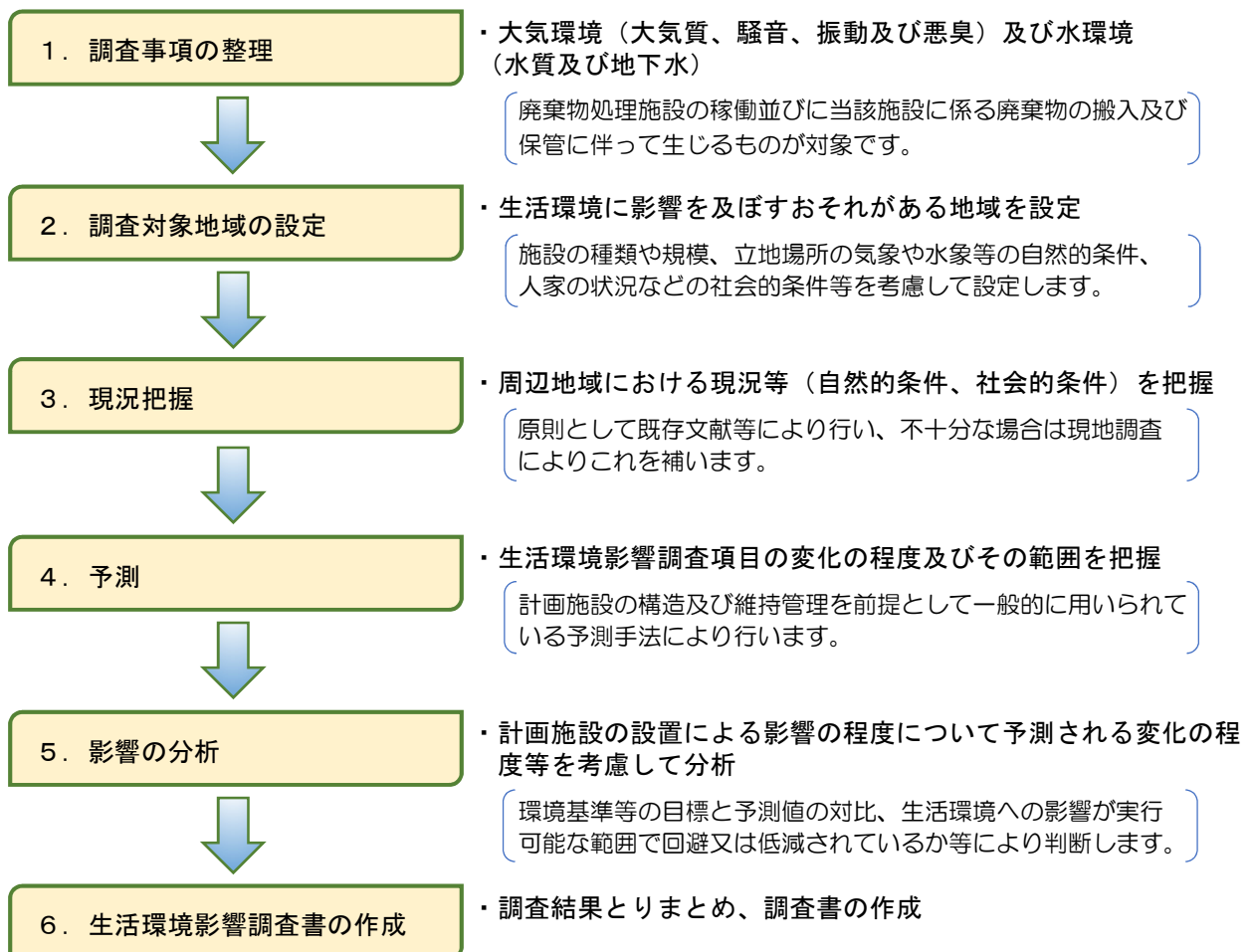
生活環境影響調査、承ります。

産業廃棄物処理施設を新しく設置したい
廃棄物処理施設を更新したい
施設の処理量を増やしたい
施設の処理品目を追加したい



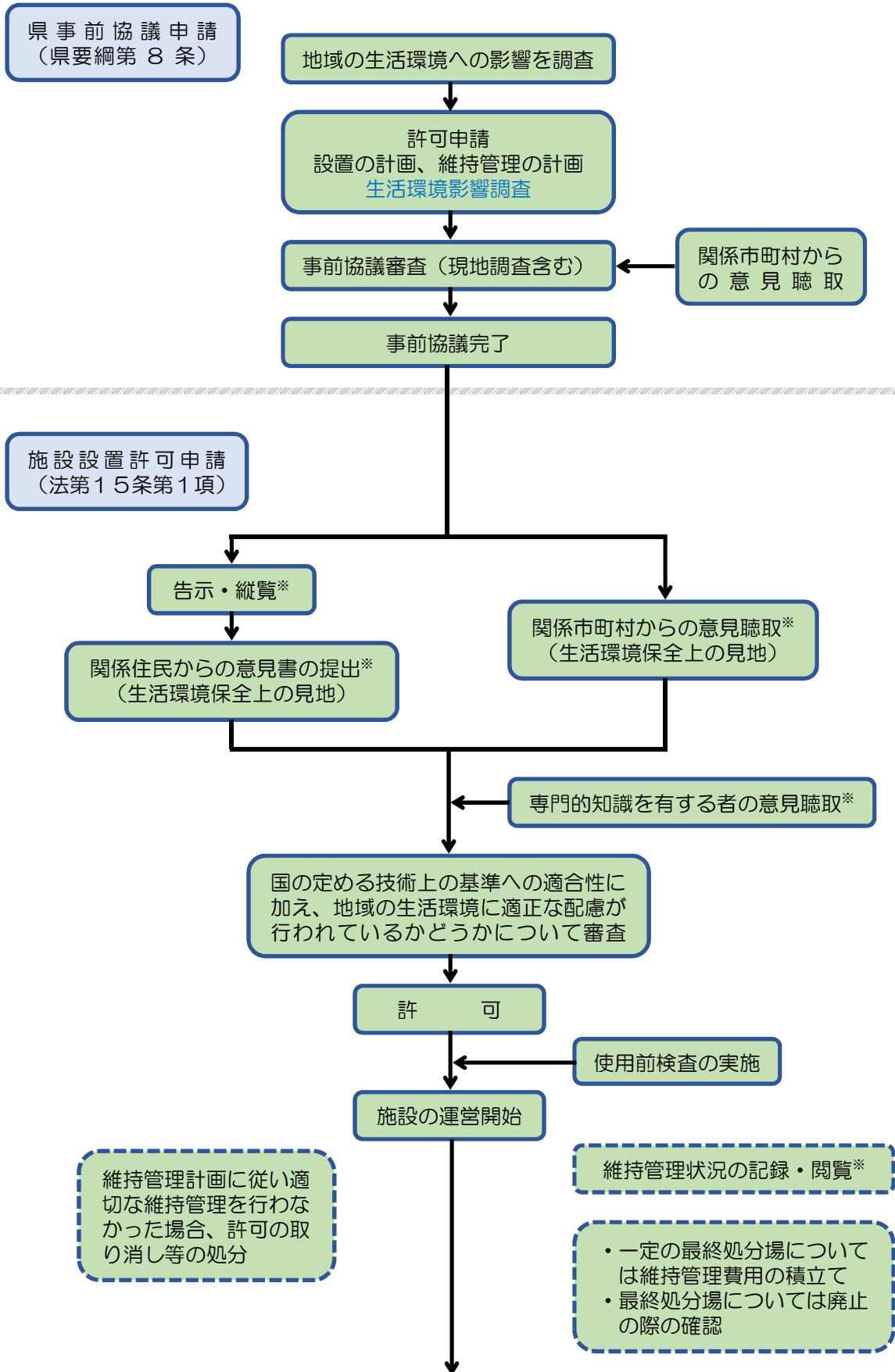
廃棄物処理施設の設置等を行う場合、**生活環境影響調査**を実施し事前協議書等に資料として添付しなければなりません。生活環境影響調査では、事業の実施が生活環境に及ぼす影響を調査し、必要に応じて生活環境の保全のための対策を検討します。（対象となる施設、生活環境影響調査を含む事前協議等の手続きや調査項目等は別紙をご覧ください。なお、処分業者の方の場合は全ての施設が対象となります。）

◎ 生活環境影響調査の流れ



生活環境影響調査の対象施設（産業廃棄物処理施設）

産業廃棄物処理施設	廃棄物処理法における 許可対象施設の処理能力	告示・縦覧の 有無 専門家会議	申請後の手続き期間 の目安（最短）※
1 汚泥の脱水施設	10m ³ /日以上	×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
2 汚泥の乾燥施設	10m ³ /日以上 (天日乾燥施設:100m ³ /日以上)	×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
3 汚泥の焼却施設	5m ³ /日以上 200kg/h以上 火格子面積が2m ² 以上	○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月
4 廃油の油水分離施設	10m ³ /日以上	×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
5 廃油の焼却施設	5m ³ /日以上 200kg/h以上 火格子面積が2m ² 以上	○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月
6 廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ /日以上	×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
7 廃プラスチック類の破碎施設	5 t /日以上	×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
8 廃プラスチック類の焼却施設	100kg/h以上 火格子面積が2m ² 以上	○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月
8の2 木くず又はがれき類の破碎 施設	5 t /日以上	×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
9 有害物質を含む汚泥のコンクリ ート固化施設		×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
10 水銀又はその化合物を含む汚泥 のばい焼施設		×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
10の2 廃水銀等の硫化施設		×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含 まれるシアン化合物の分解施設		×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
11の2 廃石綿等又は石綿含有産業 廃棄物の熔融施設		○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月
12 廃PCB等、PCB汚染物又は PCB処理物の焼却施設		○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月
12の2 廃PCB等又はPCB処理 物の分解施設		○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月
13 PCB汚染物又はPCB処理物 の洗浄施設又は分離施設		○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月
13の2 産業廃棄物の焼却施設	200kg/h以上 火格子面積が2m ² 以上	○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月
14 産業廃棄物の最終処分場		○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月



注) ※印の手続きは「最終処分場」、「焼却施設」、「PCB処理施設」及び「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設」を対象とする。

標準的な生活環境影響要因と生活環境影響調査項目の関連表（例）

<破碎・選別施設>

調査事項		生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	施設排水 の排出	施設の稼働	施設からの 悪臭の漏洩	廃棄物運搬 車両の走行
大気環境	大気質	粉じん		○		
		二酸化窒素 (NO ₂)				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)			○		
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)	○			
		浮遊物質 (SS)	○			
		その他必要な項目	○			

<焼却施設>

調査事項		生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	煙突排ガス の排出	施設排水 の排出	施設の 稼働	施設からの 悪臭の漏洩	廃棄物 運搬車両 の走行
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO ₂)	○				
		二酸化窒素 (NO ₂)	○				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○				○
		塩化水素 (HCl)	○				
		水銀 (Hg)	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目	○				
騒音	騒音レベル			○		○	
振動	振動レベル			○		○	
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)	○			○		
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)		○			
		浮遊物質 (SS)		○			
		ダイオキシン類		○			
		その他必要な項目		○			



一般財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL : 025-544-5021 (直通) 025-543-7664 (代)

FAX : 025-545-2498 (直通) 025-543-7882 (代)

E-mail : (総合) info@jo-kan.or.jp URL : https://www.jo-kan.or.jp

まずは、計画調査課 までお問い合わせください。